

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第73号）
 （文化市民局市民スポーツ振興室及び建設局みどり政策推進室）

京都市が設置する都市公園の使用料及び有料公園施設の利用料金の適正化を図るため、また、その他規定を整備するために、次のとおり京都市都市公園条例を改正することとしました。

1 都市公園の使用料の上限額の改定

(1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区 分			使用 単位	単位 期間	使 用 料	
					改正前	改正後
公園施設の設置	土地の 使用	公園施設	1平方 メートル	1月	円 385	円 440
		仮設の公園施設		1日	115	130
	水面の 使用	遊船	1隻	1月	4,240	4,800
		船着場	1平方 メートル		115	130
公園施設の管理			メートル	1日	425	490

(2) 公園を占用し、又は利用する場合の使用料

区 分			使用 単位	単位 期間	使 用 料	
					改正前	改正後
電柱、その支柱その他これらに類するもの			1本	1年	円 3,400	円 3,800
電線			1メートル		480	530
変圧塔			1基		3,100	4,400
鉄塔			1平方 メートル		3,100	4,400
地下埋設物	管路	1メートル	2,000		2,100	
	その他のもの	1平方 メートル	2,000		2,100	
郵便差出箱及び信書便差出箱			1基		-	1,800

公衆電話所				3,100	4,400
標識		1本		2,500	3,500
工事用施設及び工事用材料置場		1平方メートル	1日	115	130
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	ステージ	1面	1時間	1,500	1,700
	その他の場所	1平方メートル	1日	115	130
業として行う写真撮影		1回	1時間	3,370	3,800
業として行う映画撮影				6,860	7,800

上記改正のほか、京都市道路占用料条例の規定に準拠し、伝統的建造物群保存地区等に電柱等を設置する場合における使用料の上限額（通常の使用料の上限額に2を乗じて得た額）を定めます。

2 有料公園施設の利用料金の上限額の改定

有料公園施設の利用料金

区分		利用単位	単位期間	利用料金							
				改正前		改正後					
有料公園	有料公園施設				日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日			
岡崎公園	野球場	1面	1時間	円	円	円	円	3,450	2,090	4,310	2,610
一乗寺公園	野球場			2,720	1,670	3,400	2,080				
岩倉東公園	野球場兼運動場			2,720	1,670	3,400	2,080				
朱雀公園	野球場兼運動場			2,720	1,670	3,400	2,080				
東野公園	野球場			2,720	1,670	3,400	2,080				
勸修寺公園	野球場兼運動場			2,720	1,670	3,400	2,080				
殿田公園	野球場兼運動場			2,720	1,670	3,400	2,080				

吉祥院公園	野球場			3,450	2,090	4,310	2,610
上鳥羽公園	野球場			2,720	1,670	3,400	2,080
桂川緑地	第1球技場			2,720	830	3,400	(変更なし) 830
	第2球技場			2,200	730	2,750	(変更なし) 730
久我橋東	第3球技場			1,780	520	2,220	(変更なし) 520
詰公園	運動場兼ソフトボール場			2,720	830	3,400	(変更なし) 830
	テニスコート			940	730	1,170	(変更なし) 730
牛ヶ瀬公園	野球場			2,720	1,670	3,400	2,080
小畑川中央公園	野球場兼運動場			2,720	1,670	3,400	2,080
三栖公園	野球場			2,720	1,670	3,400	2,080
伏見公園	野球場兼運動場			2,720	1,670	3,400	2,080
伏見桃山城運動公園	野球場			3,450	2,090	4,310	2,610
	野球場兼運動場	野球又はソフトボールのために利用する場合	半面	2,720	1,670	3,400	2,080
		その他の場合	1面				

※ 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

上記改正のほか、稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定めます。

- (1) 供用時間を超えて、当該有料公園施設を利用する場合における利用料金の上限額（通常の利用料金の上限額に3を乗じて得た額）を定める。
- (2) 利用者が入場料を徴収する場合、入場料収入額に一定の割合を乗じた金額と利用料金を比較し、高い金額を利用料金の上限額とするよう定める。

3 工作物等を保管した場合の手続の追加

除却した工作物等を保管、売却又は返還する場合の手続について、都市公園法第27条の規定に基づき追加します。

4 その他

その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、1については、令和4年6月1日から、2については、令和5年4月1日から、3及び4については、公布の日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第73号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）」を「運動施設（法第2条第2項第5号に掲げる施設をいう。）」に改め、「いる公園」の右に「のうち、市長が指定する区域」を加える。

第3条第2項中「公園施設」の右に「（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「当該事項」を「その変更の内容」に改め、同条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第7条第1項中「利用（）」の右に「付属設備の利用及び」を加える。

第12条の2第3号中「とき」の右に「（別に定める者が、有料公園施設の利用を開始する日の7日前までにその利用の取消しを申し出たときを除く。）」を加える。

第19条を第24条とし、第18条を第23条とする。

第17条の前の見出しを削り、同条中「または」を「又は」に、「第15条」を「第20条」に改め、同条を第22条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付する。

第16条を第21条とし、第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第14条 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法等）

第15条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない

らない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、別に定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第18条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を別に定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第16条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第17条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札する者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(保管した工作物等の返還)

第18条 法第27条第4項の規定により保管した工作物等(同条第6項の規定により売却した代金を含む。)の所有者等への返還は、当該工作物等を保管している場所で行うものとする。

	「		「	
		円	円	
		385	440	
		115	130	
別表第2	1中	4,240	を	に改め、同表1に
			4,800	

115	130
425	490

備考として次のように加える。

- 備考1 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。
- 2 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満であるとき、又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とみなして使用料を算出する。
- 3 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。

別表第2 2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使用単位	単 位 期 間	使 用 料
電柱, その支柱その他これらに類するもの		1 本	1 年	円 3, 800
電	線	1 メートル		530
変	圧 塔	1 基		4, 400
鉄	塔	1 平方メートル		4, 400
地 下 埋 設 物	管 路	1 メートル		2, 100
	その他のもの	1 平方メートル		2, 100
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 基		1, 800
公 衆 電 話 所				4, 400

標 識	1	本		3,500	
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル		1日	130	
興行, 競技会, 集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催し	ステージ	1	面	1時間	1,700
	その他の場所	1平方メートル		1日	130
業として行う写真撮影	1		回	1時間	3,800
業として行う映画撮影					7,800
その他の占用又は利用	別に定める。				

別表第2 2備考に次のように加える。

5 次のいずれかの地区等に電柱, その支柱その他これらに類するもの(周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。)又は電線を設置して, 公園を占用する場合の使用料は, この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

- (1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区
- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区
- (4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区
- (6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域(同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。)

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利 用 単 位	単 位 期 間	利 用 料 金	
有 料 公 園	有 料 公 園 施 設			ア	イ
岡 崎 公 園	野 球 場			4,310 ^円	2,610 ^円
	テ ニ ス コ ー ト			2,090	1,670
一 乗 寺 公 園	野 球 場			3,400	2,080
岩 倉 東 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			3,400	2,080

朱雀公園	野球場兼運動場	1面	3,400	2,080
東野公園	野球場		3,400	2,080
勸修寺公園	野球場兼運動場		3,400	2,080
	テニスコート		2,090	1,670
殿田公園	野球場兼運動場		3,400	2,080
吉祥院公園	野球場	4,310	2,610	
	球技場	全面	5,430	3,340
		半面	2,710	1,670
		ミニコート1面	1,520	1,010
上鳥羽公園	野球場	3,400	2,080	
桂川緑地久我橋東詰公園	第1球技場	1時間	3,400	830
	第2球技場		2,750	730
	第3球技場		2,220	520
	運動場兼ソフトボール場		3,400	830
	テニスコート		1,170	730
西院公園	テニスコート	2,090	1,670	
牛ヶ瀬公園	野球場	1面	3,400	2,080
小畑川中央公園	野球場兼運動場		3,400	2,080
	テニスコート		2,090	1,670
三栖公園	野球場		3,400	2,080
	テニスコート		2,090	1,670
下鳥羽公園	球技場		3,660	2,610
伏見公園	野球場兼運動場		3,400	2,080
	野球場		4,310	2,610

伏見桃山城運動公園	野球場 兼運動 場	野球又はソフト ボールのために 利用する場合	半 面	3,400	2,080
		その他の場合	1 面		
付 属 設 備	別に定める。				
広 告 の 表 示	別に定める。				

別表第3備考2中「この備考において」を削り、「に掲げる」を「の規定により計算した」に改め、同備考に次のように加える。

3 利用者が入場料（利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額（2の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額。以下この備考において同じ。）を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

4 別表第1に掲げる供用時間を超えて有料公園施設を利用する場合の利用料金の上限額は、1時間までごと（超える時間が30分未満の場合を除く。）に、この表に掲げる額（2又は3の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額について利用単位及び単位期間に応じて計算した1時間当たりの額）に3を乗じて得た額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 この条例の公布の日

(2) 別表第2の改正規定（同表1に備考を加える改正規定を除く。）及び附則第4項の

規定 令和4年6月1日

(3) 別表第3の改正規定及び附則第5項の規定 令和5年4月1日

(準備行為)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定による有料公園施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が同号に掲げる規定の施行の前日に始まる使用に係る使用料のうち、同号に掲げる規定の施行の日から令和5年3月31日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室及び建設局みどり政策推進室)